



hirokim house

# 日本・フィリピン結婚ガイド

JAPAN-PHILIPPINES MARRIAGE GUIDE

**A way is opened.**

”Being by your side, Being by your efforts”

TOKYO, JAPAN

<http://www.hirokim.ph/>

# hirokim house 日本・フィリピン結婚ガイド

(日本語版)

## 目次

### I 概論編

1. なぜフィリピンの法律が日本人に必要なのか？
2. フィリピンの家族システムと経済
3. 日本人男性が最初に押さえておいたほうがよいこと
4. フィリピンの結婚と離婚（法的別居）
5. 相手に子供や夫がいた場合の対応
6. 過去に日本人と結婚していた場合の対応
7. 現地で養子縁組をしていた場合の対応
8. 日本人がフィリピン人を養子にしたい場合の対応
9. 外国人（日本人）との結婚紹介は違法？

### II フィリピン家族法に基づく解説

1. 婚姻の要件
2. 許可証を免除された婚姻
3. 婚姻の無効
4. 法的別居
5. 養子縁組
6. 扶養
7. 共和国法第6955の解釈（外国人との結婚斡旋行為）

### III 付記事項

1. あとがき
2. hirokim houseの連絡先
3. 著作権の表示

hirokim house 日本・フィリピン結婚ガイド (日本語版)

# 概 論 編

## 1. なぜフィリピンの法律が日本人に必要なのか？

上記のような疑問を持つ人もいるかもしれません。また、日本人には関係がないと思う人もいるかもしれません。恋愛相手がフィリピン人であれば、相手が知ってるのが責任と日本人は考える傾向にあります。しかし我々日本人ですら法律を理解して生活をしている人は、少ないのではないのでしょうか。フィリピン人だって同じことです。自分にないものを相手に要求しても仕方ありませんし、私はこういう質問をする人には「あなたがリスクを背負うから」と言っています。そうすれば大抵の人は気になってくるでしょう。

恋愛の段階では気にならなかったことが、あとになって問題に発展することはしばしばあることです。その度合いによっては恋愛のときの甘い幻想が一気に冷めてしまう事態も起こりうるのではないのでしょうか。

日本人がアメリカに住んでいたとしても、帰化しない限りは日本国籍の日本人です。アメリカにいても日本の法律の適用を受け続けます。フィリピン人だって同じです。日本人と結婚しても日本人ではなく、フィリピン人なのです。当然フィリピンの法律が適用され、日本にいる限りにおいては問題がなかったこともフィリピンでは問題になってしまうこともあります。場合によっては裁判沙汰になる場合だってあるでしょう。日本人と結婚したら、すべて日本人の発想だけで幸せな家庭を築けると思うこと事態がナンセンスと言えるのではないのでしょうか。むしろすべて日本の発想でできる相手というのは本人の努力と日本人男性の努力によって日本文化を習得したケース、かつ、双方の家族の経済状態が恵まれているか、フィリピン側の家族の影響をまったく受けない状態（近い親族がいない・絶縁している）に限られるのではないのでしょうか。

従ってフィリピン人と結婚する多くの日本人は、法的手続きや生活習慣においても、フィリピンの制度を理解してあげる度量が求められるのではないかと私は思っています。それが日本で生活を強いるほうの責任といえは伝わるのでしょうか。

相手の国のことは相手の責任だから自分には関係がないとあなたが思う場合は、日本人と結婚したほうが無難です。相手に手続きを任せても、それであなたの手続きも兼ねていますので手間がありませんし、同じ発想なので問題は多くありません。

（日本人と結婚した場合も夫婦や家族は連帯責任を負っているということでは変わりませんが。）

日本で日本人があたりまえのようにできたからといって、フィリピン人があたりまえのようにできる必要性はどこにもないのです。あなたが長い時間相手を教育していく覚悟があっても、あなたが何も知らなかったらそれすらもできません。

そういった観点も踏まえて、私は日本人の側がフィリピンの制度や習慣や法律を理解する必要性を感じています。ただここで全部を述べることはできませんので、家族法の中からよくあるケースに関して抜粋して説明をしていきます。あまり時間をかけていないので、ちょっと雑な部分もありますが、お許しください。

## 2. フィリピンの家族システムと経済

フィリピンの家族システムと家族内の経済に関しては、将来にわたり日本人男性を苦しめるかもしれません。日本人と言うだけで受ける過度の期待もさることながら、途中で割って入った者には理解できない家族の絆をしばらくの間感じるかもしれません。日本のように完全分離した核家族という発想も近年の日本の流れでしかないのですから、戦前の日本人であればフィリピンの状況は理解はしやすいのかもしれませんが。

フィリピンの家族制度については、植民地時代のスペインの影響、カトリック教会の影響、その後のアメリカ及び日本の影響がよく言われていますが、一番はスペイン及びカトリック教会の影響が強いと考えられるのではないかと思います。日本人であってもカトリック教徒であれば、法律に関しては、ある程度理解がしやすいかもしれません。

社会的なアプローチであれば資本主義の国家であるフィリピンの家族形態は「共産主義的な社会」と言い換えられるのではないかと思います。家族は生活の共同体であり自治組織と言えます。フィリピンの社会保障制度は完備されているとは言えず、自分達の生活を守ってくれる組織は家族（親族）ではないでしょうか。家族構成は核家族が基本ですが、親族が同じ地域に住み、生活・労働・子育てなど全般に渡って相互に強い結びつきを持っています。それは個人の生活保障の役割も果たしますし、親族内のそれぞれの家族による役割の分担も明確にあります。労働意欲のない人を助長する性格もありますが、そういった関係が社会で必要だから発達していることには否定の余地がありません。従って親族全員のために出稼ぎ等で働く人間もその中に存在するのです。特に兄弟間での結びつきは何かにつけて強いと感じます。

フィリピンの家族を表現する際に、よく混乱するのですが個別の家族を対象にしているのか、親族を含めた家族共同体組織を対象にしているのかが、分かりにくい場合があります。個別の家族の利益が、全体の家族の利益となっている場合があり、それが当然になっているケースもあります。例えば子供の学費にしても私立学校に通わせたい場合は、親族に相当な負担をかける事態となってしまいますので、階層によってはその子の親が相当な収益がない限り親族から反対されるでしょう。現在のフィリピン社会では、学歴は将来の収入を左右しますので、学歴のない階層の家庭では貧乏暮らしが繰り返される状態に陥ることになります。フィリピンでも特権階級や裕福な階層はありますが、階層間の溝は深く、交流もみられません。

また子供の養子縁組に関しても日常的に行なわれます。経済的に余裕のある親族に自分の子供の扶養を任せることとなります。実際は親族全体でその子を育てているケースが多く誰が親だか、外部の人間からは判断できません。

ところで、フィリピンでは親族とは別に親族に近い他人が存在します。幼い頃のカトリックの洗礼式に「ニノン（代父）」「ニナン（代母）」と「スポンサー（後見人）」これらの人間も実親と同じように様々な行事に関わってきますし、その子の世話役としての位置付も担っています。また結婚式でも同様に「ニノン」「ニナン」「スポンサー」等をたてますので、そういう存在も家族として捉えられているケースがあり経済的にも結びつきがあるようです。家族の範囲が拡大していく感じを日本人は受けるかもしれません。日本の仲人以上の関係と言えはいいのでしょうか。

### 3. 日本人男性が最初に押さえておいたほうがよいこと

日本人男性がフィリピン人女性と知り合う機会のもっとも多い場所は、日本にあるクラブや現地にあるクラブ等でしょう。またそういった場所で働かざるを得ない状況を持つフィリピン人女性と知り合うケースになると思います。日本人の水商売と状況はあまり変わりません。

いろいろなきっかけより付き合うことになる場合、日本人男性としては初めに何を押さえておけばいいのでしょうか？その子の性格や、頭脳の明晰さはまちまちですので、それぞれに感じてもらえばいいのですが、最低限聞いておきたい事項を以下に記載します。現地のクラブで働いていたり、タレントとして日本に来ているフィリピン女性は特に商売としてそこにいるわけですので、嘘をつかれてしまう関係の段階であれば、意味はありません。その仕事をする必要がある社会階層の人間が多く働いているということは、事前の認識として持つ必要はあるように思います。その認識の上で恋愛関係であると日本人男性は思うわけですから、判断は日本人男性の責任と言える節もあります。

1. 全家族構成とその状態・役割分担
2. 結婚の有無・子供の有無
3. 養子の有無
4. 借金の有無・ローンの有無（※お金に自信のある方は聞く必要はありません）
5. 宗教（カトリック・イスラム・プロテスタント・他）

上記5つは最低限聞いておく必要があるでしょう。家族構成やその構成員の状態に関しては、できる限り細かく聞く必要があるでしょう。兄弟に子供がいるのであれば年齢から現在の状態まで、最近流行っている薬物中毒の家族がいないか、病気の家族がいないか、別居状態の家族がいないかなどは聞いておけばいいでしょう。彼女の家族中での地位も重要です。

結婚を過去にしたことがあるか、またはどこかの男性との間に子供がいないかは聞いたほうが良いでしょう。また養子の有無についても動揺です。日本人と異なり20歳ぐらいでも養子を持っているフィリピン女性は普通にいます。借金の有無・ローンの有無は多かれ少なかれあるかもしれません。フィリピン人の場合ローンを組むにしても収入の目処が計画的にある場合は多くありません。毎月支払ったほうが安いと思って契約している場合が多々あります。（お金に自信のある方は聞く必要はありません。）

宗教に関しては、日本人が一番知識のない分野ですが、カトリック教徒とイスラム教徒ではフィリピンの法律の適用範囲が異なります。あくまで「あなたのリスクを考慮した質問」ですが、将来にわたって人生を共にしたいと思うのであれば、日本人男性側に聞く責任があるかもしれません。

よくあるケースですが、タレントが日本で働いて、国に帰ってから1ヶ月で給料がすべてなくなっているような場合は、給料が安い場合もあるとは思いますが、何かを支払われていると考えるほうが自然です。何に使っても別にいいのですが、その使われ方で数字で見て取れる事実を確認できます。数字で現れるお金の流れは、数字以上に実生活を示します。そこにお金を使う根拠も存在します。数字には嘘がつけません。

## 4. フィリピンの結婚と離婚（法的別居）

フィリピンでは男女共に18歳以上で婚姻手続きができます（昔は男性16歳／女性14歳）。日本の場合と異なり、カトリック教徒のフィリピン人の場合は法律で形式的な要件が定められています。家族はフィリピン国家の基盤であるという発想の元に国家はその結束を高め総合的な発展を促進するといった役目を負うものと認識されています。そのため不当な解消がないように法律が整備されています。（家族法1条～3条）

フィリピンにおいてカトリック教徒の様式で行なわれる婚姻の条件に関しては「婚姻当事者が異性同士であり、かつ婚姻能力を有すること」「婚姻挙行官（法的な司祭のような人）の前で自由意志による合意があること」ということが前提条件と規定されています。あくまで本人達の自発的な意思で婚姻を行なわなくてはならないということです。

手続きの具体的な内容に関しては、「婚姻挙行官が権限（法的免許）を持っていること」「有効な婚姻許可証があること」「婚姻当事者が婚姻挙行官に出頭し、成年の証人2名以上の前でお互いを夫・妻とすることを自ら宣言すること」となっています。

これが基本的な流れとなっています。許可証に関しては、居住地である市町村の身分登録官（役所の人・登記役人のような感じ）が発行してくれます。

もちろん上記に当てはまらない例外もありますが、それは法律をもとにした解説部分で後述します。また5年以上、同棲関係にある場合も常識的に婚姻関係（この場合は上記の婚姻許可証は不要）にあると、裁判所は判断するようです（相続や扶養の裁判などがあつた場合の司法判断等）。

日本で婚姻の手続きを行なう場合は、その手続きが法律上フィリピンでもそのまま許可されますので、日本で婚姻手続きすませたほうが日本人には簡単かもしれません。ただし、その婚姻をフィリピン大使館等に届ける作業は生じます。[フィリピン大使館ホームページ](#)に記載があります。無理にフィリピンで婚姻の手続きを行なう必要はありません。

次に離婚について概要を述べると、基本的には日本人が思う離婚はフィリピンでは離婚とは呼びません。純粹に離婚したいとってしまうとフィリピンでは離婚は許可されていませんので、違法行為となってしまいます。夫婦間の一時的な危険回避の方法として「同じ場所には住まない（法的別居）」ということは認められています。これは、復縁することを国は願い、前提としているためです。従って法的別居になった場合でも夫婦関係は維持されます。フィリピンにとって家族は国家の基盤であるという考え方とカトリック教会の考え方である「離婚禁止」が密接に影響しています。

日本人が考える離婚とは、フィリピンでは「婚姻の取消」か、「婚姻の無効」を指すと思います。これは結婚は無効だった、過ちだったと結婚時にさかのぼって結婚はなかったものとするという発想です。家族法の35条からそれについて記載されていますが、旦那が嫌で無効にしたいという場合には、第36条を巧みにこじつけないといけません。しかしながら、無効や取消であればカトリックの教義にも義理が通ります。「だって最初から結婚はなかったんだから、離婚もないでしょ？」という感じの解釈です。この手続をした場合は、日本人が思う「再婚」が可能となります。その場合も無効の裁判判決を身分登録官に事前に登録しておかないといけません。

## 5. 相手に子供や夫がいた場合の対応

日本人男性がフィリピン女性と恋愛を日本でしていたとしても、実際はフィリピンで夫も子供もいるといったケースもたまにあります。もちろんそのフィリピン女性の行動や性格に問題はありますが、日本人男性側が甘い恋愛にのめり込んでしまっただけで確認を怠った場合に、よく発生する現象です。そのフィリピン女性と恋愛を続けるのかを考える必要もありますが、子供を作ってしまった場合などは男性側の責任も含め考える必要があります。フィリピン側の知識レベルや財力によっては、あなたが彼女の夫に訴えられ、損害賠償や養育費の請求を受ける可能性もないとは言えません。こういった場合、日本人男性は責任逃れをし一方的に別れるという事例が多く報告されていますので、そういうレベルでの出来事なのかもしれません。

hirokim houseにも実名でそういう日本人男性の情報は寄せられますし、追跡調査をすれば、誰かは把握ができますので代理で訴訟を起こすということも検討したことがあります。その件では女性側に夫も子供もいませんでしたが、女性側が公にされるのを拒み、女性は泣き寝入りとなりました。珍しい話ではありません。

本題に戻りますと、そのままその女性と交際を続け結婚までを考える場合を以下に記述します。

相手に子供や夫がいた場合では、まずその夫との生活状態や子供の養育状態をきちんと聞く必要があります。夫が普通にその女性と結婚生活をしているような場合は、日本人男性と子供を作るような事態はフィリピン女性に対しても認められません。カトリックでは中絶もタブーです（表向きはそうになっています）。どのような形かはわかりませんが、現地の制裁を受けると思います。その結果、その夫との子供の扱いについても成り行きを見守り結果を受け入れるという状態になるかもしれません。裁判になった場合は、彼女の裁判費用も含め面倒を見ることになるかもしれません。裁判の結果はあなたの今後に影響しますので、他人事ではありません、あなたがその段階で既に当事者の一人なのです。

夫とすでに別居状態の場合は、法律的にそうになっているのか、ただ単に夫が別な場所に住んでいるのか、今後の復縁予定などを話し合ってください。夫によっては日本人の出現によって慰謝料を請求してくる場合もあります。このケースが一番厄介ですが、逆にその夫に対して今までの家庭放棄の損害賠償と養育費をフィリピン女性側から事前に起こさせ、相手に逃げたい気分を呼び起こさせ、目的である婚姻の無効に持ち込む手もあります。私は専門家ではありませんので現地の弁護士に相談してください。

いずれの場合にせよ、子供に罪はありません。突然起こった状況は、あなたの想定外であるかもしれませんが、フィリピンの法律によって子供は守られていますので、大人の勝手に子供を犠牲にすることは避けなければなりません。あなたが恋愛をしたいという欲求もあるとは思いますが、恋愛を始める段階で、確認を怠らないことが大切です。

これは偏見で言うわけではなく、必ずそうだとすることもありません。リスク管理の発想で言いますが、タレントとして日本に来るフィリピン女性の社会的な階層を考えれば、教育レベルも判断できます。計画性や社会性といった部分は必ずしも高いわけではなく無作為に行動を起こす場合があるということの可能性として理解しておかなければなりません。



## 6. 過去に日本人と結婚していた場合の対応

過去に日本人と結婚していたフィリピン人女性が日本にそのまま住み続けている場合や、クラブ等でアルバイトをしている場合なども日本人男性と出会う機会といえるでしょう。

彼女達は過去日本人と結婚し、子供などを育てながら日本のビサを取得し定住しているケースと考えられるでしょう。生活費も自力で稼いでいる場合から、前の夫から養育費などをもらっている場合までまちまちです。その場合、彼女達はすでに日本で生活していますので、タレントとしてきている女性よりは、日本の制度に馴染んでいます。あなたが、そういう境遇のフィリピン人女性と結婚をしたいと思う場合は、以下の点に注意してください。

### 1. 前回の離婚の方法

日本人の再婚の場合とほとんど変わりませんので、日本人男性にも抵抗なく受け入れてもらえると思います。前回の離婚の経緯やいきさつはいつでもいいのですが、離婚の際に行なった手続内容は詳しく聞く必要があります。

協議離婚の末、書類を役所に提出したという離婚方法だとしたら、それは問題があります。日本の中では有効ですが、フィリピン側への手続きは恐らく取られていないでしょう。もしそのままあなたが結婚しても、フィリピンの法律上、あなたに夫としての権利はありません。単なる「重婚」であり、結婚自体が無効とされてしまいます。彼女がフィリピンで財産があった場合にもあなたには相続権など一切の権利はありませんし、フィリピンの滞在ビザも家族としては発給されないでしょう。子供がいる場合は法的に父親ともなれません（フィリピン国内での話です）。

フィリピンでは一般的に外国にて離婚が行なわれる場合は、日本人男性側（フィリピンから見た外国人）が原告として離婚の申し立てを行ない、日本の裁判所で離婚の判決を得る必要があります。この判決が事由になり、フィリピンで身分登録官に申請可能となりますので、そのフィリピン女性は規定日数以降に再婚が可能です（家族法26条）。

ただし先ほど述べたように、フィリピン人女性が協議離婚に応じてしまった場合や、離婚をフィリピン女性側から裁判で申し立てた場合（民法15条 離婚を禁止するフィリピン法に違反）は、フィリピンでは、その後に再婚はできませんし、日本であなたと再婚できてもそれは日本国内でのみ有効となります。それでもよしとする場合はいいのですが。

あなたがフィリピン人女性と結婚して、離婚せざるを得ない状況になった場合は、相手の再婚のことも考えてあげる必要があるでしょう。それがせめてもの結婚生活を一緒に送ってくれた相手に対する感謝だと思います。

## 7. 現地で養子縁組をしていた場合の対応

フィリピンにおいて家族体（親族共同家族体）の中で養子縁組をすることは通常あることです。したがって20歳ぐらいの女性でも養子の子供がいることも少なくありません。経済的な理由により親族の中の経済的に余裕のある者に子供を託すのです。私の知り合いでも数人は養子をもっています。彼女達は養子と実子を区別していますが法律上の扶養義務は変わりません。

あなたが恋愛をしているフィリピン人女性が独身であると思っていたところ、現地で養子がいることが判明することもあるかもしれません。そういった場合はどのようにあなたは対処するでしょうか。「養子縁組を解消しろ」と要求するかもしれませんが「面倒を見ない」と宣言するかもしれません。また相手の女性だけを日本に連れてきて生活しようと思っているかもしれません。日本は子供の権利が法律で強く守られていない国（それでも成立する文化の国？）なので、簡単に養子縁組を解消できると思うかもしれませんが、フィリピンの場合は養子縁組を養親の都合で解消できないとなっており、扶養の義務も明確にされています。したがって、あなたが望んでも養子縁組は解消できません。養子縁組を解消できるのは養子の申立てによって裁判所が認めれば可能です。

「面倒を見ない」という気持ちはわかります。正確にいうとあなたには結婚相手の養子に対する扶養義務はありませんので、そもそも面倒を見る必要はありません。しかしながら、あなたと結婚した場合においても、あなたの結婚相手には扶養の義務が適用されるということになります。例えばあなたが結婚相手の女性だけを日本に連れてきてしまった場合でも、彼女にはフィリピン法上の扶養義務が適用されますので、金銭的にも生活的にも親として子供を育てていく義務が課せられます。

従って養育教育資金から始まり生活上の問題解決など、彼女が養子に対してしなければならないことが明確に存在します。またフィリピンに子供を置いてきた場合は、彼女の子供の世話をしてくれる親族へのお礼もあるでしょうし何かあった場合にはフィリピンへ行かなければならないことも考えられます。

つまりあなたが「面倒を見ない」といっても実質的に、あなたも参加せざるを得ない状態となるかもしれません。ただ養子の面倒を見なかったからといって、あなたが裁判で訴えられることはありません（あなたが彼女の義務履行を妨害した場合は、その限りではありません）。あくまであなたの結婚相手がフィリピンの法律上、養子を放置した場合に法的な罰則適用を受ける可能性があるというだけです。

したがって相手の女性に養子がいる場合は、養子縁組の手続きを行なうほうが気分的にいいのではないかと思います。養子縁組に関しては、日本の法律上の手続きはそれほど複雑ではありませんが相手の子供の年齢によって日本法律上の区分が別れますので注意が必要です。フィリピンの場合は外国人からの養子縁組は基本的に認められていませんが、あなたの結婚相手の子供に限り、あなたの犯罪歴の有無等、半年の審査期間を経て、裁判判決により養子手続が取れるでしょう。

こうなってくると、何も将来への影響を考えず養子縁組を過去にしていたあなたの結婚相手に不満を抱くかもしれません。普通に恋愛感覚でいる日本人にとっては有り得ないことかもしれませんが、しかしそれは間違いです。あなたに会わずに現地のフィリピン人と結婚する場合は、それで問題が起こらないのですから、相手も文句を言われると思わなかったでしょう。

## 8. 日本人がフィリピン人を養子にしたい場合の対応

日本の養子縁組のシステムをご存知でしょうか？日本人同士の養子縁組の場合は、対象の子供が6歳以下の場合に限り特別養子、それ以上の年齢の子供の場合は普通養子という扱いになります（日本の養子の区分に関しては深くは触れません）。フィリピンの養子に関しては、1974年の児童少年福祉法及び1987年の家族法、1998年に制定された国内養子縁組法（共和国法第8552号）など改正が何度も行なわれているようで、それぞれの規定の制約を受ける部分が混ざっています。複雑になるので概略だけ説明します。

フィリピンでは日本と異なり、法律上での子供に対する人権保護意識が明確で、日本の養子縁組とは仕組みが異なります。養親の資格に関しては「成年に達していること」「反道徳的行為による犯罪の有罪判決がないこと」「外国人でないこと」となっています（※なんでもかんでも外国人がフィリピンの子供を誰でも養子にできるわけではありません）。また、養子になる子供の資格に関しては「原則として未成年であること」「フィリピンと外交関係のある国の国民であること」が条件とされています。さらに養親と養子に関しては「年齢差が16歳以上」であることも必要条件とされます。

また日本人がフィリピン人妻の連れ子などを養子にする場合、「夫婦共同縁組」を行なう形になります。過去においては外国人が養子縁組をすることはできなかったので支障があったようです。1995年に「涉外養子縁組法」が制定されてから、外国でフィリピン国籍の子供に対して養子縁組を行なう場合は、一定の審査（6ヶ月）を経た後に裁判所の養子決定によって子供を海外に連れ出すことができるようになりました。また外国人であっても3年以上フィリピンで生活していれば養親となることが認められています（婚姻とは関係ない話です）。

ただし、養子縁組をする場合は、それら家族の一定の範囲の親族からの同意要件が規定されていて「養子本人」「実親」「養子ないし養親の配偶者の同意」「養親となる者の実子・既存の養子」の同意が必要となっています。あなたに子供がいた場合は、その子の同意も書類として得なければなりません。

おさらいになりますが、外国人の場合は「血族を養子にしようとする元フィリピン国民」「フィリピン人配偶者の嫡出子を養子にしようとする者」「フィリピン国民と結婚していてこの配偶者と共同でその血族を養子にしようとする者」の場合、養子縁組が可能です。配偶者の子供を養子にする場合は、あなたが外国人のため配偶者と共同で養子縁組の申請をしなければなりません（185条）。

※「未成年であること」「年齢差16歳」という規定に関しては、配偶者の子供に限り例外が認められます。

フィリピンでの養子縁組は1993年の国内養子縁組法から、日本の「特別養子」と同義で、実親との法律上一切の親族関係が絶たれるものとなりました。従って実親の遺言があれば相続関係等がその子に与えられますが、それ以外は実親の親族とはまったく関係ない存在となります。

ここで注意が必要なのは、日本の法律上、特別養子は養子縁組をする子供が6歳以下となっており、日本ではそれ以上の年齢の場合は、普通養子になってしまう点です（子供は、実親と養親ともに親族関係が維持される扱い）。フィリピンにおいては実親との法的関係はありませんので、実際に親族関係はありませんが、日本の法律の扱いは普通養子とされます。なんともややこしい話です。

## 9. 外国人（日本人）との結婚紹介は違法？

フィリピン人と日本人だけに限らず最近では国際結婚も珍しいことではなくなりました。地方の農村でも外国人とのお見合いでお嫁さんをもらおうといったプログラムもあるようです。お見合いは日本の結婚方式のひとつですので日本人には馴染みが深いと思います。私は地方におけるお見合いがどのような経緯で行なわれているかをよくは知りませんが、斡旋業者もいるのかもしれませんが。

基本的にフィリピンでは共和国法第6955号により、外国人との婚姻の斡旋、各宣伝媒体を使った広告を禁止しています（インターネットを含）。そのためインターネットで声高々に日本人とフィリピン人女性との結婚紹介を行なっているウェブサイトはフィリピン側から見れば違法行為となります。写真を掲載していないから大丈夫と言うことではなく、斡旋行為に該当するものはフィリピン法では当然規制の対象となります。中には日本の司法書士などが結婚紹介を行なうというウェブサイトも存在しますが、彼らは日本の法律上の手続のみを行なう際に、手続を代行することができるだけです。従って彼らがフィリピン国内で結婚希望者と接触しているような場面では、摘発される可能性もあるでしょう。

斡旋行為に該当する行為をした者に対しては、同法律によりフィリピン国内では罰則規定があります。6年以上8年以下の懲役、及び8000ペソから20000ペソ以下の罰金となっています。そのような業者や司法書士を介した婚姻は、その効力自体が無効と判断される場合もありますので、フィリピン人との婚姻に関してはご注意ください。結婚後、相当年数経ってから、そういった事実が判明した場合は、実績を考慮の上、家族法に基づいて裁判所に判断されます。ただし家婚姻直後に業者が摘発されるような場合は、フィリピンでの手続きが取消になる可能性はないとはいえません。

[フィリピン人との結婚斡旋サイトの一部]（フィリピンの法律上は違法の可能性が高いサイト）

ハッピーマリッジ・フィリピン <http://www.h2.dion.ne.jp/~ke-kon/index.html>

MCU <http://mcu.web.infoseek.co.jp/>

ブライダルインフォメーションPinoy <http://www1.odn.ne.jp/~ckp41340/>

Queen's Bell <http://www.medianetjapan.com/2/20/meeting/queensbell/index.htm>

吉田行政書士事務所 <http://www016.upp.so-net.ne.jp/yoshida-makino/>

花水木国際結婚サポート <http://www6.ocn.ne.jp/~inhana/>

東京良縁インターナショナル <http://www2s.biglobe.ne.jp/~syama/tokyo.ryoen.html>

株式会社キョーエイ <http://www.jin.ne.jp/kyoei-co/>

国際結婚センター 西日本企画 <http://www.osk.3web.ne.jp/~akiyama1/index.html>

日本寿会 <http://www.kurashiki.co.jp/keckon/>

HappyLife <http://www.happylife.com.ph/>

山本行政書士国際結婚相談所 <http://www.yamamoto-net.com/>

フィリピン日本友好協会 <http://www.kokusai-kekcon.info/>

国際結婚プランナー マガンダ <http://www.maganda.jp/>

フィリピナホーム <http://www.ii-marry.com/>

アジアマリッジサポート <http://www17.ocn.ne.jp/~ams/>

ITS国際結婚 <http://www.miki-net.or.jp/~itsnet/>

※上記サイトの中でフィリピンの法律上合法であるという明確な根拠・司法判断のあるサイトがあればhirokim houseまでお伝えください。記述より削除します。

# フィリピン家族法に基づく解説

# 1. 婚姻の要件

**Art. 1.** Marriage is a special contract of permanent union between a man and a woman entered into in accordance with law for the establishment of conjugal and family life. It is the foundation of the family and an inviolable social institution whose nature, consequences, and incidents are governed by law and not subject to stipulation, except that marriage settlements may fix the property relations during the marriage within the limits provided by this Code. (52a)

**Art. 2.** No marriage shall be valid, unless these essential requisites are present:

(1) Legal capacity of the contracting parties who must be a male and a female; and (2) Consent freely given in the presence of the solemnizing officer. (53a)

**Art. 3.** The formal requisites of marriage are:

(1) Authority of the solemnizing officer;

(2) A valid marriage license except in the cases provided for in Chapter 2 of this Title; and

(3) A marriage ceremony which takes place with the appearance of the contracting parties before the solemnizing officer and their personal declaration that they take each other as husband and wife in the presence of not less than two witnesses of legal age. (53a, 55a)

**Art. 4.** The absence of any of the essential or formal requisites shall render the marriage void *ab initio*, except as stated in Article 35

(2). A defect in any of the essential requisites shall not affect the validity of the marriage but the party or parties responsible for the irregularity shall be civilly, criminally and administratively liable. (n)

**Art. 5.** Any male or female of the age of eighteen years or upwards not under any of the impediments mentioned in Articles 37 and 38, may contract marriage. (54a)

第1条 家族法では婚姻を次のように定義している。

(1) 男女間でのみ締結される特別な契約 (同姓間での婚姻は成立しない) (2) 家族の基盤 (3) 不可侵の社会制度

第2条 実質的要件としては以下のものが求められる。

(1) 婚姻当事者が異性同士であり、かつ婚姻能力を有すること (2) 婚姻挙行官の面前において自由意志による合意があること

第3条 形式的要件は以下の通りである

(1) 婚姻挙行官が法的な権限を有すること (にせものの虚構官では婚姻は無効)

(2) 本性2節に規定された場合を除き、有効な婚姻許可証があること

(3) 婚姻当事者が婚姻挙行官へ出頭し、青年の証人2名以上の面前において。お互いを夫・妻とすることを自ら宣言すること

※婚姻許可証に関しては、以下の場合には必要がない。

(1) 志望直前の婚姻の場合 (2) いずれかの当事者が遠隔地に居住しており、地方身分登録官事務所への交通手段がない場合 (3) イスラム教徒間、または少数民族間の婚姻である場合 (4) 5年以上夫婦として同居しており、かつ相手との婚姻に法的障害のない男女間の婚姻の場合

(5) **外国における婚姻で、その国の法律により許可証が不要である場合** (即ち、日本国での婚姻がフィリピンでも受理されることを示す。)

第4条 違法結婚の効力、に関しては原文参照。

第5条 婚姻年齢に関しては男女共に18歳以上される。

第6条 婚姻の挙行に関しては、特に定められた方式、宗教的な儀式は要求されない。従って教会で行なう必要はない。

## 2. 許可証を免除された婚姻

**Art. 3.** The formal requisites of marriage are:

(1) Authority of the solemnizing officer;

(2) A valid marriage license except in the cases provided for in Chapter 2 of this Title; and

(3) A marriage ceremony which takes place with the appearance of the contracting parties before the solemnizing officer and their personal declaration that they take each other as husband and wife in the presence of not less than two witnesses of legal age. (53a, 55a)

**Art. 26.** All marriages solemnized outside the Philippines, in accordance with the laws in force in the country where they were solemnized, and valid there as such, shall also be valid in this country, except those prohibited under Articles 35 (1), (4), (5) and (6), 3637 and 38. (17a)

Where a marriage between a Filipino citizen and a foreigner is validly celebrated and a divorce is thereafter validly obtained abroad by the alien spouse capacitating him or her to remarry, the Filipino spouse shall have capacity to remarry under Philippine law. (As amended by Executive Order 227)

フィリピン国内で婚姻手続きを行なう場合には、家族法の規定を受けるため、形式的要件として許可証が必要とされています。婚姻許可証は、当事者が定住する市区町村の身分登録官から許可された証となるものです。通常はそれをもって婚姻挙行官のところへ行き婚姻の手続きを行なう。ただしフィリピン人と婚姻を行なう場合は、無理にフィリピン国内で行なう必要はない（26条参照）。

第26条 [外国での婚姻・離婚]には以下のように記載されている。

「フィリピン国外で挙行されたすべての婚姻は、挙行地域の法律に従って、その国において有効な時は、わが国においても有効とする。ただし第35条（1）（4）（6）、第36条、第38条により禁止された婚姻は除く。

フィリピン国民と外国人の間の婚姻が有効に行なわれ、その後外国人配偶者が外国において有効に離婚判決を得て、外国人配偶者が再婚できるようになったときは、フィリピン人配偶者もフィリピン法によって再婚できる。」

婚姻と離婚を同時に列挙してしまいましたが、この第26条によって外国での婚姻手続きが有効とされていることが分かる。この場合、日本であれば婚姻許可証はありませんので、婚姻許可証が必要ないということになる。よくフィリピンで挙式をして婚姻手続と言う話題がインターネットなどで見られるが、フィリピンで挙式をする必要はない。フィリピン女性が盛大な自分の結婚式を友達に披露したいという意味でされているに過ぎない。フィリピンで挙式を行なうにしても、教会で挙行する必要性はないし、特に方式があるわけでもない。法律的には婚姻許可証を持って婚姻挙行官の事務所に行き。成年の証人2名の前で宣誓をするという手続になっている。日本で行なった場合は、それをフィリピン大使館等に届ける必要がある。

離婚に関しては、話題がそれるが、日本人男性側から日本で離婚裁判を申し立て離婚の判決を得た場合に、フィリピン人女性は再婚できるようになるといったものである。日本で協議離婚をしてしまった場合、第26条に合致しないため、そのフィリピン女性は再婚することはフィリピンではできない。日本人と離婚してフィリピンに帰るような場合は、注意が必要。

### 3. 婚姻の無効

**Art. 35.** The following marriages shall be void from the beginning:

- (1) Those contracted by any party below eighteen years of age even with the consent of parents or guardians;
- (2) Those solemnized by any person not legally authorized to perform marriages unless such marriages were contracted with either or both parties believing in good faith that the solemnizing officer had the legal authority to do so;
- (3) Those solemnized without license, except those covered the preceding Chapter;
- (4) Those bigamous or polygamous marriages not failing under Article 41;
- (5) Those contracted through mistake of one contracting party as to the identity of the other; and
- (6) Those subsequent marriages that are void under Article 53.

**Art. 36.** A marriage contracted by any party who, at the time of the celebration, was psychologically incapacitated to comply with the essential marital obligations of marriage, shall likewise be void even if such incapacity becomes manifest only after its solemnization. (As amended by Executive Order 227)

**Art. 37.** Marriages between the following are incestuous and void from the beginning, whether relationship between the parties be legitimate or illegitimate:

- (1) Between ascendants and descendants of any degree; and (2) Between brothers and sisters, whether of the full or half blood. (81a)

**Art. 38.** The following marriages shall be void from the beginning for reasons of public policy:

- (1) Between collateral blood relatives whether legitimate or illegitimate, up to the fourth civil degree; (2) Between step-parents and step-children;
- (3) Between parents-in-law and children-in-law;
- (4) Between the adopting parent and the adopted child;
- (5) Between the surviving spouse of the adopting parent and the adopted child;
- (6) Between the surviving spouse of the adopted child and the adopter;
- (7) Between an adopted child and a legitimate child of the adopter;
- (8) Between adopted children of the same adopter; and
- (9) Between parties where one, with the intention to marry the other, killed that other person's spouse, or his or her own spouse. (82)

**Art. 44.** If both spouses of the subsequent marriage acted in bad faith, said marriage shall be void *ab initio* and all donations by reason of marriage and testamentary dispositions made by one in favor of the other are revoked by operation of law. (n)

**Art. 53.** Either of the former spouses may marry again after compliance with the requirements of the immediately preceding Article; otherwise, the subsequent marriage shall be null and void.

婚姻の無効は家族法第35条から38条、53条で規定されているが44条も関係する。それぞれのケースによって出訴期間が決まっているものもあるので、問題が発生してから明確な意思表示をもって、裁判所へ申し立てを行なう必要がある。暴力を受けているのに意思表示をせずに同居し続けている場合などは、訴えが認められない場合もある。元の夫と喧嘩別れして話もしたくないあまり、何も手続きをとっていない場合も出訴期間を経過している場合がある。何も知らないからという理由だけで、自分の人生を棒にふるのはあまりにもバカらしい。

原文が長いので、訳はしないが、日本人男性もフィリピン人女性の過去の結婚歴では苦勞する可能性がある。彼女達の多くが夫に浮気をされ、別居をしているにもかかわらず、何の手続きもとっていないケースが多いからである。



## 4. 法的別居 LEGAL SEPARATION

**Art. 55.** A petition for legal separation may be filed on any of the following grounds:

- (1) Repeated physical violence or grossly abusive conduct directed against the petitioner, a common child, or a child of the petitioner;
- (2) Physical violence or moral pressure to compel the petitioner to change religious or political affiliation;
- (3) Attempt of respondent to corrupt or induce the petitioner, a common child, or a child of the petitioner, to engage in prostitution, or connivance in such corruption or inducement;
- (4) Final judgment sentencing the respondent to imprisonment of more than six years, even if pardoned;
- (5) Drug addiction or habitual alcoholism of the respondent;
- (6) Lesbianism or homosexuality of the respondent;
- (7) Contracting by the respondent of a subsequent bigamous marriage, whether in the Philippines or abroad;
- (8) Sexual infidelity or perversion;
- (9) Attempt by the respondent against the life of the petitioner; or
- (10) Abandonment of petitioner by respondent without justifiable cause for more than one year.

For purposes of this Article, the term "*child*" shall include a child by nature or by adoption. (9a)

**Art. 56.** The petition for legal separation shall be denied on any of the following grounds:

- (1) Where the aggrieved party has condoned the offense or act complained of; (2) Where the aggrieved party has consented to the commission of the offense or act complained of;
- (3) Where there is connivance between the parties in the commission of the offense or act constituting the ground for legal separation;
- (4) Where both parties have given ground for legal separation;
- (5) Where there is collusion between the parties to obtain decree of legal separation; or
- (6) Where the action is barred by prescription. (100a)

**Art. 57.** An action for legal separation shall be filed within five years from the time of the occurrence of the cause. (102)

法的別居のシステムは、離婚を認められないフィリピンにおいて、家庭内の危機的状態を一時的に回避する趣旨のもと、定められているものである。したがって法的別居措置が取られていても夫婦関係は終了しているわけではない。できれば一定の時間を経て関係の改善を図り、元のように復縁を願うといった趣旨の制度である。訴えは以下の場合に起こすことが可能。

(1) 申立人、夫婦間の子供、申立人の子供に対して日常的な身体的暴力、又は重大な虐待行為があった場合 (2) 申立人に対し宗教的、又は政治的な加入団体を変更させようとする身体的暴力、精神的圧力があった場合 (3) 申立人、夫婦間の子供、申立人の子供に対して、買収行為を強制、勧誘、もしくはこれを共謀した場合 (4) 刑が免除された場合を含め、相手方について6年以上の懲役刑を命じる判決が出たとき (5) 相手方が麻薬中毒・アルコール中毒であるとき (6) 相手方が同性愛者であるとき (7) 国内外を問わず相手方が重婚をしたとき (8) 不貞行為・又は性的な異常があるとき (9) 相手方が申立人を殺害しようとしたとき (10) 相手方が正当な理由なく1年以上申立人を遺棄したとき

※子供とは、養子または実子をさす

上記のような状態があった場合は、法的別居を求めることが可能となっている。ただし問題発覚から5年以内に申し立てる必要があり、5年以上経過した場合は訴えを起こすことはできない。我慢も3年程度で見切してほしい。

## 5. 養子縁組 ADOPTION

**Art. 183.** A person of age and in possession of full civil capacity and legal rights may adopt, provided he is in a position to support and care for his children, legitimate or illegitimate, in keeping with the means of the family. Only minors may be adopted, except in the cases when the adoption of a person of majority age is allowed in this Title.

In addition, the adopter must be at least sixteen years older than the person to be adopted, unless the adopter is the parent by nature of the adopted, or is the spouse of the legitimate parent of the person to be adopted. (27a, E. O. 91 and PD 603)

**Art. 184.** The following persons may not adopt:

(1) The guardian with respect to the ward prior to the approval of the final accounts rendered upon the termination of their guardianship relation; (2) Any person who has been convicted of a crime involving moral turpitude;

(3) An alien, except:

(a) A former Filipino citizen who seeks to adopt a relative by consanguinity; (b) One who seeks to adopt the legitimate child of his or her Filipino spouse; or

(c) One who is married to a Filipino citizen and seeks to adopt jointly with his or her spouse a relative by consanguinity of the latter.

Aliens not included in the foregoing exceptions may adopt Filipino children in accordance with the rules on inter-country adoptions as may be provided by law. (28a, E. O. 91 and PD 603)

**Art. 185.** Husband and wife must jointly adopt, except in the following cases:

(1) When one spouse seeks to adopt his own illegitimate child; or (2) When one spouse seeks to adopt the legitimate child of the other. (29a, E. O. 91 and PD 603)

第183条 [当事者の資格要件] 成年に達し、完全な行為能力を有するものは、嫡出子か非嫡出子を問わず、子を扶養し監護する資力を持つときは養親となることができる。未成年者だけを養子とすることができる。ただし、この章において成年者を養子とすることが許される場合は、この限りではない。養親は養子よりも16歳以上年長でなければならない。ただし養子が養親の実子、又は養親の配偶者の嫡出子であるばあいはこの限りではない。

第184条 [養親の欠格事由] (1) 後見関係の終了に伴い提出された最終決算書が承認される前に非後見人を養子にしようとするとき

(2) 反道徳的行為による犯罪の有罪判決を受けたことがある場合

(3) 外国人の場合。ただし以下の場合を除く。

(a) 血族を養子にしようとする元フィリピン国民

(b) フィリピン人配偶者の嫡出子を養子にしようとする者

(c) フィリピン国民と婚姻しており、その配偶者と共同でその血族を養子にしようとする者

※前項の例外に該当しない外国人でも、生涯養子縁組に関する規則に従い、フィリピン国籍の子を養子にすることができる。

第185条 [共同養子縁組] 夫婦は以下の場合を除き共同で養親とならなければならない。

(1) 一方の配偶者が自らの非嫡出子を養子にしようとするとき

(2) 一方の配偶者が他方の配偶者の嫡出子を養子にしようとするとき

外国人でも、配偶者の子供に対しては養子の規定は緩やかに適用されるため、年齢差及び未成年かどうかは、例外扱いとなる。ただし、外国人の場合は夫婦で共同養子縁組を行なう必要があり(大統領令第2章第1節B款29条改正後)、単独では養子縁組を行なうことはできないものとされている。夫婦が双方に親としての自覚を持って養育するということが望ましいのである。

## 6. 扶養 SUPPORT

**Art. 194.** Support comprises everything indispensable for sustenance, dwelling, clothing, medical attendance, education and transportation, in keeping with the financial capacity of the family. The education of the person entitled to be supported referred to in the preceding paragraph shall include his schooling or training for some profession, trade or vocation, even beyond the age of majority. Transportation shall include expenses in going to and from school, or to and from place of work. (290a)

**Art. 195.** Subject to the provisions of the succeeding articles, the following are obliged to support each other to the whole extent set forth in the preceding article:

- (1) The spouses;
- (2) Legitimate ascendants and descendants;
- (3) Parents and their legitimate children and the legitimate and illegitimate children of the latter;
- (4) Parents and their illegitimate children and the legitimate and illegitimate children of the latter; and
- (5) Legitimate brothers and sisters, whether of full or half-blood (291a)

**Art. 196.** Brothers and sisters not legitimately related, whether of the full or half-blood, are likewise bound to support each other to the full extent set forth in Article 194, except only when the need for support of the brother or sister, being of age, is due to a cause imputable to the claimant's fault or negligence. (291a)

**Art. 197.** In case of legitimate ascendants; descendants, whether legitimate or illegitimate; and brothers and sisters, whether legitimately or illegitimately related, only the separate property of the person obliged to give support shall be answerable provided that in case the obligor has no separate property, the absolute community or the conjugal partnership, if financially capable, shall advance the support, which shall be deducted from the share of the spouse obliged upon the liquidation of the absolute community or of the conjugal partnership. (n)

**Art. 198.** During the proceedings for legal separation or for annulment of marriage, and for declaration of nullity of marriage, the spouses and their children shall be supported from the properties of the absolute community or the conjugal partnership. After the final judgment granting the petition, the obligation of mutual support between the spouses ceases. However, in case of legal separation, the court may order that the guilty spouse shall give support to the innocent one, specifying the terms of such order. (292a)

**Art. 199.** Whenever two or more persons are obliged to give support, the liability shall devolve upon the following persons in the order herein provided:

- (1) The spouse;
- (2) The descendants in the nearest degree;
- (3) The ascendants in the nearest degree; and
- (4) The brothers and sisters. (294a)

第194条[扶養の範囲] 扶養は家計に応じて、食事・居住・衣類・医療・教育及び交通に必要な不可欠なすべてのものを含む。前項にいう教育とは、そのものが成年に達したといえども、何らかの職業に就くための学校教育または訓練を含む。交通とは通学通勤の往復費用を含む。

※家族法における扶養とは「法廷扶養」「生涯扶養」「恒常的扶養」「一般的扶養」「自然的かつ文化的扶養」である。

195条[扶養義務者] (1) 配偶者 (2) 嫡出関係の直系尊属及び直系卑属 (3) 両親・その嫡出子及び非嫡出子 (4) 両親・その非嫡出子ならびに後者の嫡出子及び非嫡出子 (5) 両親を同じくするか片親のみを同じくするかを問わず、嫡出関係の兄弟姉妹

※裁判によって強制させることのできる扶養義務者である。兄弟の面倒も見るということに法律でなっている

197条では、誰の財産を使って扶養するのが定められている。余裕のあるものが建替する形が通常である。

199条では扶養義務の順位に関しても言及されている。

## 7. 共和国法 第6955の解釈 外国人との結婚斡旋行為 RepublicActNo. 6955

AN ACT TO DECLARE UNLAWFUL THE PRACTICE OF MATCHING FILIPINO WOMEN FOR MARRIAGE TO FOREIGN NATIONALS ON A MAIL ORDER BASIS AND OTHER SIMILAR PRACTICES INCLUDING THE ADVERTISEMENT, PUBLICATION, PRINTING OR DISTRIBUTION OF BROCHURES, FLIERS AND OTHER PROPAGANDA MATERIALS IN FURTHERANCE THEREOF AND PROVIDING PENALTY THEREFORE

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the Philippines in Congress assembled:

SECTION 1. It is the policy of the State to ensure and guarantee the enjoyment of the people of a decent standard of living. Towards this end the State shall take measures to protect Filipino women from being exploited in utter disregard of human dignity in their pursuit of economic upliftment.

SECTION 2. Pursuant thereto it hereby declared unlawful:

(a) For a person natural or juridical, association, club or any other entity to commit directly or indirectly any of the following acts:

- (1) To establish or carry on a business which has for its purpose the matching of Filipino women for marriage to foreign nationals either on a mail order basis or personal introduction;
- (2) To advertise, publish, print or distribute or cause the advertisement, publication, printing or distribution of any brochure, flier or any propaganda material calculated to promote the prohibited acts in the preceding sub paragraph;
- (3) To solicit, enlist or in any manner attract or introduce any Filipino woman to become a member in any club or association whose objective is to match women for marriage to foreign nationals either on a mail order basis or through personal introduction for a fee;
- (4) A To use the postal service to promote the prohibited acts in subparagraph 1 hereof.

(b) For the manager or officer in charge or advertising manager or any newspaper, magazine, television or radio station, or other media, or of an advertising agency, printing company or other similar entities to knowingly allow, or consent to the acts prohibited in the preceding paragraph.

SECTION 3. In case of violation of this Act by an association, club, partnership, corporation or any other entity, the incumbent officers thereof or have knowingly participated in the violation of this Act shall be held liable.

SECTION 4. Any person found guilty by the court to have violated any of the acts herein prohibited shall suffer an imprisonment of not less than six (6) years and one (1) day but not more than eight (8) years and a fine of not less than Eight thousand pesos (P8,000) but not more than Twenty thousand pesos (P20,000): Provided that if the offender is a foreigner, he shall immediately be deported and barred forever from entering the country after serving his sentence and payment of fine.

SECTION 5. Nothing in this Act shall be interpreted as a restriction on the freedom of speech and of association for purposes not contrary to law as guaranteed by the Constitution.

SECTION 6. All laws, decrees, orders, instructions, rules and regulations, or parts thereof inconsistent with this Act are hereby repealed or modified accordingly.

SECTION 7. This Act shall take effect upon its publication for two (2) consecutive weeks in a newspaper of general circulation.

Approved: June 13 1990

外国人の結婚斡旋工に対しては共和国法の第6955で規定されている。斡旋をしている者が独自の解釈で正当性を主張している場合が多く、違法行為が横行している。原文を上記の載せるので訳してみただけであればご理解いただけると思う。斡旋者が個人であっても団体であっても、宣伝媒体（インターネットを含む）を用い、料金を設定しているような場合は、知人を知人に紹介するという個人が行なう範囲を超えた婚姻斡旋行為として判断できる。フィリピン政府に個人的な紹介は違法かと聞けば、個人が行なう、ごく限られた範囲の場合は違法とは言わないだろう。しかしながら、個人が行なう限られた紹介の範囲を越えた、不特定多数の外国人に対してフィリピン人との婚姻斡旋を行なうという行為が多い。司法書士が行なっている場合は社会的地位を利用した悪質な行為である。中には真面目にやってるから問題ないとする者もあったが、真面目にやっていたら麻薬も合法と言っていることと変わらない。

# 付記事項

# hirokim house 日本・フィリピン結婚ガイド

(日本語版)6月26日改訂

あとがき

このガイドは日本人とフィリピン人が結婚しようとする際に関係する法律を考察し、疑問解決の参考にしていただくために日本人男性向けに作成しています。法律の解釈は hirokim house によって行なわれていますが、専門家ではないため間違いがあるといけなないので常にフィリピンの家族法原文をあわせて付記しています。なるべく間違いが起こらないように本ガイドを作成するにあたり、以下の文献も参考としています。

Jose N. Nolleddo [THE FAMILY CODE OF THE PHILIPPINES ANNOTATED]

THE FAMILY CODE OF THE PHILIPPINES 原文出展：<http://www.chanrobles.com/executiveorderno209.htm>

共和国法原文 The Republic Act No. 6955：[http://www.angelescity.com/Republic\\_Act\\_6955.html](http://www.angelescity.com/Republic_Act_6955.html)

タレントとして来日するフィリピン女性と恋愛をする日本人男性は多いと思いますが、自分の欲求のはけ口として彼女達を見ている日本人男性も多々見受けられます。「日本人女性に相手にされないから」「年寄りでも相手にしてもらえるから」「性的欲求を満たしたいから」という理由を持つ日本人男性が次々に女性を変え恋愛をしている状況はよくあることです。彼女達はペットではありませんので、そういう状態は好ましいとは言えませんし、日本人として恥ずかしい気持ちを感じる時さえあります。

また真剣にフィリピン女性と恋愛をし、結婚したいと思っても恋愛のときに何も調べず、何も考えていなかったために成功しない場面もあることでしょう。フィリピンと日本では国が異なるわけですから、日本人同士の恋愛のように捉えている場合は、その段階で将来的に問題が発生する可能性があります。

相手のことを信じると言うことは相手のやったことや状況に対してすべて責任を負うということです。従って「信じていたのに裏切られた」というのは、「相手信じる」ということばを、押し付けがましく「自分に迷惑をかけるな」という用法で使っている自分勝手な人になってしまいます。国際結婚をされる場合、相手のことを信じると言えりほどの覚悟と信頼関係を、恋愛段階で築いておく必要はあるのではないのでしょうか。むしろその段階でないのに結婚をする場合は、将来起こる可能性のある問題も乗り越えていかんとせん強い覚悟を持つべきではないかと私は思っています。

お金や片方の人間だけの努力で連帯感を感じることでできる家族にはなれません。ただし知識を身に付け、幸せな両者の関係を築きあげるためにも、このガイドが日本人男性の判断の一役を担えれば幸いです。

June 2005, hirokim house  
Hiroshi

## 1. hirokim houseの連絡先

hirokim houseは、日本におけるフィリピン人のコミュニティサイトを目指し2003年にHiroshi Odashimaにより運営が開始されました。それ以後ずっと独立した活動が行なわれ、各国政府機関とは関係のない位置での活動を続けています。また提供する情報は精査され信頼性の高い情報提供を心がけています。

現在にいたる活動内容としては、日本社会におけるフィリピン人問題の調査研究、日本における地位向上の活動、日本政府への要望、日本における労働環境の実態調査・悪質な経営者の情報開示、タレントに対する支援、日本人とフィリピン人のトラブル解決支援、日本におけるコミュニティの基盤整備、フィリピン人への情報提供、不法滞在者への帰国勧告と、その役割は次第に大きくなっています。hirokim houseは、主に日本に滞在するフィリピン人及びその家族としての日本人に対するサービス提供を目的としています。

従って、一般の日本人に対するサービス提供は趣旨と反するため基本的に行なっておりません。予めご了承ください。

hirokim houseは、その趣旨にあった無償協力者を歓迎します。事前に審査が行なわれますが、hirokim houseの活動メンバーとして受け入れる準備はあります。楽しいことよりも辛いことや悲しいことに直面する機会のほうが多いかもしれません。

(タレントに関係する案件では危険を感じることもあります。むしろそういう環境にタレントが置かれている現実を表しています。労働受入場所を広げる運動も同時に必要ですが、現状の労働環境を健全化させる必要もあるでしょう。)

研究者やカウンセラー、カトリック教徒や弁護士、政治家などをはじめ、フィリピン事情に精通している方、タガログ語を理解できる方、問題解決能力の高い方は、ご連絡を下さい。フィリピン人のために愛と奉仕の精神を持って活動して下さる方をhirokim houseは歓迎します。

June 26 2005, hirokim house代表者

Hiroshi

連絡先: info@tokyo.fcj.ph

[日本・フィリピン結婚ガイド] hirokim house

作者: Hiroshi

出身: 東京都

学歴: 青山学院大学 文学部教育学科卒

現在: hirokim house代表者

## 2. 著作権の表示

この日本・フィリピン結婚ガイドは、日本国及び世界における著作権法に定められる著作物です。関連法の保護を受けますので、著作者の権利を侵害する行為は禁止させていただいております。

(C)Copyright2005, Hiroshi , hirokim house all rights reserved.

本ガイドは、hirokim houseのウェブサイトより、閲覧ができる権利を利用者に無償で提供しています。作者による事前の承諾がない無断での複製、引用、転載、商業行為は堅くお断りいたしますので予めご了承ください。

本ガイドの提供場所は、<http://www.hirokim.ph/> のウェブサイト内のみとなっており、その他の場所より提供されることはありません。もし、違法な行為を発見された方は、hirokim houseにご連絡を下さい。

連絡はこちらからお願いいたします。

E-mail: [info@tokyo.fcj.ph](mailto:info@tokyo.fcj.ph)

もしくは、<http://www.hirokim.ph/hiroshi.htm> (日本語)